民事訴訟法

第1 設問1

- 1 小問(1)
 - (1) Yが共同訴訟参加(52条)することができるためには、本件訴訟の「目的」 について「合一にのみ確定すべき場合」であることが必要である。

この点、本件訴訟は、債権者であるXが債務者Yに代位して行うものであるから、判決効はYに拡張される(115条1項2号)。

また、Y も、本件訴訟について当事者適格を有する(民法425条の5参照)。 よって、合一確定が必要であり、Y は共同訴訟参加をすることができるとも 思える。

(2) しかし、Yは、Xとは、本件貸付債権をめぐり争う関係にあり、また、本件 不動産について自己への所有権移転登記請求を求めているから、Zとも争う 関係にある。

とすれば、Yは、Xの共同訴訟人となるとXとの争いを解決することができず Zの共同訴訟人となるとZとの争いを解決することができない。

よって、Yは、本件訴訟について共同訴訟参加したとしても、結果として紛争について合一に確定することができない。

(3) したがって、Yは本件訴訟に共同訴訟参加することはできない。

2 小問(2)

- (1) Yは、Zに対しては請求を行わず、Xに対してのみ債務不存在確認の訴えを 提起して独立当事者参加をすることが考えられる(47条)。
- (2) まず、同項によれば、訴訟当事者の「一方」のみを相手方とする独立当事者 参加は可能である。
- (3) 次に、詐害防止参加あるいは権利主張参加のいずれかが可能か。

ア 詐害防止参加について

XがZに勝訴し、ZがYに移転登記をした場合、Yの権利が害されることにはならない。

他方、XがZに敗訴した場合、かかる確定判決の効力である既判力はYにも 及ぶ(115条1項2項)。

しかし、この場合であっても、ZはYに対しては移転登記を求めるつもりがないため、Yの権利が害されるとはいえない。

よって、詐害防止参加はできない。

- イ 権利主張参加について
- ア) 「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張」とは、 係属中の訴訟の訴訟物と自己の主張する権利とが、請求の趣旨又は当事者 適格レベルで非両立の関係にあることをいうと解する。

イ)本件では、Xが本件訴訟を提起したとしても、Yはなお当事者適格を有する (民法423条の5)。よって、当事者適格レベルで非両立とはいえない。 また、Xは、ZからYへの移転登記を求めるのみであるから、YのXに対する 訴えとは両立するとも思える。

しかし、XのZに対する請求は、XのYに対する被保全債権が存在することが前提であるから、実質的にみて、請求の趣旨レベルで、Xの訴えとYの訴えは非両立の関係にあるといえる。

- ウ) よって、権利主張参加ができる。
- (4) 以上より、Yは、本件訴訟に独立当事者参加をすることができる。

第2 設問2

1 確定判決の後訴での通用力たる既判力(114条1項)は、当事者にのみ及ぶのが原則である(115条1項1号)。

なぜなら、既判力の正当化根拠は手続保障充足に基づく自己責任にあるところ、 訴訟当時者にはかかる手続保障が与えられているといえるからである。

もっとも、債権者代位訴訟における債務者には、当事者適格ある債権者による 訴訟追行により代替的手手続保障が与えられているといえるため、例外的に既判 力が拡張される(115条1項2号)。

よって、本件訴訟の判決の既判力は、Yにも及ぶ。

- 2 では、本件判決の既判力はAにも及ぶか、Aが同号の「その他人」といえるかが 問題となる。
 - (1) この点、Xは、Yの債権者であり、Aのために本件訴訟の追行をしたわけではない。よって、Aは「その他人」とはいえないとも思える。

しかし、Aの債務者であるYに、上述のように本件判決の効力たる既判力が 及ぶ。

とすれば、YがZに対して請求ができなくなる以上、Yの債権者であり、Zに対して直接権利を有しないAにも、Yを介して既判力が及ぶというべきである。

(2) よって、Aも「その他人」に当たり、Aにも本件判決の効力が及ぶ。

以上